

第 16 回日本地震工学シンポジウム運営規程

2022 年 7 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 第 16 回日本地震工学シンポジウム（以下「16JEES」とする。）の実施については、この規程の定めるところによる。

(16JEES の目的)

第 2 条 16JEES は地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展を目指す国内学術会議であり、日本地震工学会を幹事学会として、日本建築学会、土木学会、地盤工学会、日本地震学会、日本機械学会、地域安全学会、日本活断層学会、日本災害情報学会、日本災害復興学会、日本自然災害学会、日本都市計画学会の 12 学会が主催する。

(開催運営)

第 3 条 16JEES の運営は 16JEES 運営委員会で行うものとする。

2 16JEES 運営委員会は、16JEES の会期・会場・学術講演会・技術展示等の大綱を定め、幹事学会理事会の承認を得る。

3 16JEES 運営委員会は、会場や会場所在地の自治体が策定したガイドラインに従って、新型コロナウイルス対策をはじめとする公衆衛生対策および事故防止対策に努め、会場の管理に当たる。

(16JEES 運営委員会等)

第 4 条 16JEES 運営委員会の委員長および幹事長の委嘱ならびに解嘱は、16JEES における委員長・幹事長推薦担当学会である日本建築学会の推薦を踏まえ、幹事学会である日本地震工学会の理事会が行う。主催 12 学会から推薦された委員の委嘱ならびに解嘱は 16JEES 運営委員会の要請により幹事学会の会長が行う。

2 委員長は各組織の最終調整を行い、16JEES 運営委員会をその目標である 16JEES の開催のために指導する。幹事長は 16JEES 運営委員会の指揮を執り、各部会の連絡調整・取り纏めを行うとともに、幹事学会の理事に就任し、16JEES 運営委員会と幹事学会理事会との連絡調整役を担う。

3 16JEES 運営委員会は、大綱に基づき、関係行事の詳細を定めるとともに、学術講演会・技術展示等を実施する。

4 16JEES 運営委員会は、講演プログラムを編成し、幹事学会理事会の承認を得る。

5 16JEES 運営委員会は、梗概集を作成する。

(16JEES 専門部会等)

第5条 16JEES 運営委員会は、幹事学会理事会の承認を受けて、16JEES の運営に必要な専門部会を設置することができる。

2 16JEES 運営委員会が設置する専門部会の部会長および委員の委嘱ならびに解嘱は、16JEES 運営委員長の要請により幹事学会の会長が行う。

3 専門部会の部会長は、16JEES 運営委員会の委員でなければならない。

(業務委託)

第6条 16JEES 運営委員会は業務の一部を外部に委託することができる。

(経費)

第7条 16JEES の開催経費は、原則として 16JEES 参加費・論文投稿料および技術展示等の出展料をもって充て、その経理は 16JEES 運営委員会および幹事学会事務局が行い幹事学会理事会の承認を得る。

2 16JEES 参加費・論文投稿料および技術展示等の出展料は、16JEES 運営委員会が決め、幹事学会理事会の承認を得る。

3 16JEES の準備および運営に掛る経費は、幹事学会の日本地震工学シンポジウム運営積立金より支出し、その管理は幹事学会の会長が行う。16JEES 運営委員会は、準備に要した経費を年度単位で取り纏め、その年度の総会に報告する。

4 16JEES 終了後の余剰金は、幹事学会の日本地震工学シンポジウム積立金に充当する。

(報告義務)

第8条 16JEES 運営委員会は 16JEES 終了後 6 ヶ月以内に概要報告を取り纏め、幹事学会理事会に報告する。

2 概要報告には、登録参加者数、各行事別参加者数、収支決算報告を明記する。

(16JEES の中止ないし大幅な変更)

第9条 天災等の緊急事態の発生による 16JEES 内容の大幅な変更ないし中止は、16JEES 運営委員会委員長が幹事学会の会長と協議して決定し、参加者へ周知する。

2 会議内容の大幅な変更ないし中止等に伴う「経費の補填」については 16JEES 運営委員会が幹事学会理事会と協議し定める。

3 天災等により 16JEES が中止または変更された場合、梗概集に掲載された研究論文は発表されたものとする。

(16JEES 運営委員会の設置年限)

第 10 条 16JEES 運営委員会は、16JEES の終了後、概要報告ならびに一切の経理を完了し幹事学会理事会による収支決算報告の監査が終了した後に、幹事学会理事会の承認を得て解散する。

2 16JEES 運営委員会の解散をもって専門部会の解散とする。

(その他)

第 11 条 この規程に記載されていない事項については、一般規則によるほか、16JEES 運営委員会が幹事学会理事会と協議し決定する。

附則

1) この規程は 2022 年 7 月 1 日から施行する。